

市有財産における食品ロス削減
自動販売機の運営事業者募集
について
(価格固定プロポーザル方式)

令和7年7月実施

福岡市環境局ごみ減量推進課

目次

1 本事業実施の役割分担	2
(1) 環境局	2
(2) 施設管理者	2
(3) 運営事業者	2
2 公募内容等（許可上の条件）	3
(1) 自動販売機の設置及び運営を行う場所等	3
(2) 許可及び使用料等	3
(3) 水道光熱費（電気使用料相当額、水道料金等）	4
(4) その他の必要経費等	4
(5) 使用保証金（施設管理者が交通局の場合のみ）	4
(6) 売上報告書の提出	5
(7) 許可の取消し又は変更	5
(8) 原状回復	5
3 参加申込資格	6
4 管理運営上の遵守事項（許可上の条件）	6
(1) 管理運営	6
(2) 禁止事項	7
(3) 設置作業期間	7
(4) 実地調査等への協力義務	7
(5) 販売する商品の確保	7
5 提案書の提出	7
(1) 提出について	7
(2) 申込に必要な書類	8
(3) 提出部数	8
(4) 提出書類の無効	8
6 運営事業者の決定方法	9
(1) プレゼンについて	9
7 結果の通知	9
8 使用許可申請の手続等	9
9 運営予定事業者の決定の取消	10
10 その他留意事項	10
11 資料及び様式	10
12 募集要項に関するお問い合わせ及び応募受付先	10
13 公募のスケジュール	11
配置図面	12～16

市有財産への食品ロス削減自動販売機 運営事業者 募集要項

福岡市環境局では、事業者による食品ロス等の廃棄物を削減するとともに、市民の皆様に意識醸成や行動変容を促すきっかけとするため、賞味期限内でありながら廃棄されてしまう食品等が購入できる自動販売機の設置（以下「本事業」という。）を行います。

今般、地下鉄橋本駅、地下鉄天神南駅、博多体育館、中央体育館、南体育館における本事業の運営事業者を募集しますので、公募への参加を希望する方は、本公募要項を確認したうえで、公募への参加申込みを行ってください。

1 本事業実施の役割分担

本事業実施における環境局、施設管理者、運営事業者※の主な役割分担は、下記のとおりとします。下記に定めのない役割が生じた場合は、環境局及び施設管理者が協議の上、役割分担を決定します。

(1) 環境局

- ・運営事業者の募集及び決定
- ・運営事業者との連絡調整
- ・「使用期間」等に関する調整
- ・販売品目（「販売リスト詳細一覧表」）の管理、販売商品の安全性チェック等
- ・施設管理者への販売品目（「販売リスト詳細一覧表」）の確認等
- ・その他運営に関する一切の事項

(2) 施設管理者

- ・使用許可、使用料等に関する手続き

(3) 運営事業者

- ・自動販売機の調達、設置、撤去及び保守メンテナンス
- ・食品ロス削減に資する販売商品の安全性の確保
- ・食品ロス削減に資する販売商品の調達、回収、管理等
- ・使用許可、使用料等に関する手続き
- ・「使用期間」等に関する届出
- ・利用者からの問い合わせ対応
- ・保健所への営業届の提出

※運営事業者とは、食品販売者や自動販売機設置者など、本事業の実施に必要な手続きや連絡などを全て統括する代表企業を指します。

2 公募内容等（許可上の条件）

（1）自動販売機の設置及び運営を行う場所等

施設管理者	場所	台数	所在地番	販売品目	使用可能範囲
交通局	橋本駅	1台	福岡市西区橋本2丁目	食品ロス削減に資する常温又は冷蔵商品	配置図面を参照
	天神南駅		福岡市中央区渡辺通5丁目		
市民局	博多体育館		福岡市博多区山王1丁目9-5		
	中央体育館		福岡市中央区赤坂2丁目5-5		
	南体育館		福岡市南区塩原2丁目8-1		

※販売品目については、運営事業者に決定後、速やかに福岡市環境局へ「販売リスト詳細一覧表」を提出し、許可を受けること。（「販売リスト詳細一覧表」に記載のない商品は販売できません。）

※販売品目を変更する場合は、「販売リスト詳細一覧表」を事前に福岡市環境局へ提出し許可を受けること。

（2）許可及び使用料等

① 許可

運営事業者は、自動販売機設置場所として使用する土地について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項または福岡市交通局公有財産規定第25条の規定に基づき、施設管理者から行政財産目的外使用許可（以下「本件許可」という。）を受けた上で、自動販売機を設置していただきます。

② 使用期間

初年度については、設置の日から令和8年3月31日までの期間とします。

令和8年4月1日以降については、公用・公共用としての必要性や運営事業者の使用状況を勘案し、福岡市環境局及び施設管理者が支障ないと判断する場合には、本公募の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年を超えない範囲で更新することができます。ただし、使用期間は原則として年度ごと1年間を区切りとします。

なお、事業継続の意向について、福岡市環境局へ使用期間満了の3ヶ月前までに申出してください。更新する場合は、施設管理者へ使用期間満了の30日前までに継続許可申請書を提出してください。

③ 使用料の納付

ア 施設管理者が交通局の場合

使用料は、1年間分を、交通局が定める日までに、一括で納付していただきます。

交通局が発行する納入通知書により、納付してください。

イ 施設管理者が市民局の場合

使用料は、1年間分を一括して納付していただきます。また、初年度分は使用期間の初日の前日までに納付していただきます。また、次年度以降、当初許可の日から更新する場合は、施設管理者と協議の上、決定します。

福岡市の発行する納入通知書により、納付してください。

施設管理者	場所	使用料（税抜価格）	
交通局	橋本駅	1㎡あたり 9,080 円/月	
	天神南駅	1㎡あたり 14,791 円/月	
市民局	博多 体育館	1㎡あたり 1,000 円/月	使用期間が1か月に満たない月については、これを1月として使用料を計算します。ただし、使用期間が15日以内であるときは、1月の使用料の2分の1相当額をもって当該使用料とします。
	中央 体育館		
	南 体育館		

※ 運営事業者は、使用料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（以下「月額使用料」という。）を、納付していただきます。

※ 電源工事が必要になる場合は、工事費用も運営事業者負担となります。

(3)水道光熱費（電気使用料相当額、水道料金等）

水道光熱費等が発生した場合は、運営事業者の負担となります。算出方法等については下記をご参照ください。

① 施設管理者が交通局の場合

電気使用料相当額は、自動販売機の定格消費電力に基づき、交通局が定める算出方法により計算した額とします。また、電気使用料相当額は運営事業者の負担とし、1年間分を、交通局が定める日までに、一括で納付していただきます。

なお、給排水設備はありません。

② 施設管理者が市民局の場合

電気使用料相当額は運営事業者の負担とし、納付時期等の詳細については市民局との協議により決定します。

(4)その他の必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費、清掃費等の一切の経費は、運営事業者の負担となります。また、自動販売機用コンセントの新設若しくは増設が必要な場合又は分電盤等の設備の改造等が必要な場合は、全て運営事業者の負担により施工していただきます。なお、施工に際しては、事前に施設管理者と施工内容について協議した上で、図面等の工事内容の承諾を受ける必要があります。

(5)使用保証金（施設管理者が交通局の場合のみ）

① 金額及び納付

保証金は、月額使用料の12か月分とします。また、使用保証金は、交通局が定める日までに、交通局が発行する納入通知書により、福岡市交通局出納取扱金融機関（福岡銀行の派出所、出張所を含む全営業店舗）において納付していただきます。

② 返還

使用保証金は、原状回復の完了後に返還いたします。なお、原状回復が完了するまでの間に、未納の滞納金、延滞金又は違約金がある場合は、納付を受けた使用保証金から当該金額を差し引いた金額を返還します。また、使用保証金に利息は発生しません。

(6) 売上報告書の提出

運営事業者は、自動販売機の売上状況等、施設管理者が指定する項目を売上報告書に記載の上、施設管理者が指定する日までに環境局及び施設管理者に毎月報告してください。記載は、売上額、販売個数、販売商品1個あたりの平均重量などを想定していますが、詳細は施設管理者と協議の上、決定します。

(7) 許可の取消し又は変更

- ① 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。なお、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合において、運営事業者に損害が生じても、環境局及び施設管理者はその賠償の責を負いません。
 - ア 使用部分を施設管理者の事業の用に供するため必要が生じたとき。
 - イ 使用部分を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
 - ウ 運営事業者が2. 公募内容等（許可上の条件）及び4. 管理運営上の遵守事項（許可上の条件）に違反したとき。
 - エ 環境局及び施設管理者の許可なく、本公募時に企画提案した内容に反する内容の企画を運営事業者が行ったとき。
 - オ 月額使用料及び水道光熱費を3か月以上滞納したとき。
 - カ 運営事業者の発行する手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき。
 - キ 運営事業者の故意又は過失により火災（小火を含む。）、漏水等が発生し、公募物件に支障を生じさせたとき。
- ② 前記①のア又はイの規定により使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合は、次に定めるとおり取り扱うものとします。
 - ア 使用保証金は、原状回復後に返還します
 - イ 運営事業者は、納付した使用保証金の額を超えて使用場所に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。
 - ウ 取り消しに伴う原状回復については、下記（8）に定めるとおりです。また、使用物件の移転、変更、修理又は撤去に係る費用は、運営事業者の負担とします。
- ③ 前記①のウからキまでの規定により使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合は、次に定めるとおり取り扱うものとします。
 - ア 使用保証金は、原状回復後に返還します
 - イ 運営事業者は、納付した使用保証金の額を超えて使用場所に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。
 - ウ 使用期間の初日より前に使用許可を取り消す場合は、月額使用料の3か月分に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - エ 使用期間中に使用許可を取り消す場合は、月額使用料の6か月分に相当する金額を、違約金として申し受けます。ただし、使用期間の残期間が6か月に満たない場合は、月額使用料の残期間分に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - オ 取り消しに伴う原状回復については、下記（8）に定めるとおりです。また、使用物件の移転、変更、修理又は撤去に係る費用は、運営事業者の負担とします。

(8) 原状回復

- ① 使用期間の満了に伴う場合は、使用期間の満了日までに、自動販売機を撤去するとともに、使用物件を自動販売機の設置前の状態に回復していただきます。
- ② 使用許可が取り消された場合は、施設管理者が指定する期日までに、自動販売機を撤去するとともに、使用物件を自動販売機の設置前の状態に回復していただきます。

- ③ 原状回復に係る費用は、運営事業者の負担となります。ただし、運営事業者が新設、増設又は改造した電源設備は、施設管理者と事前に協議の上、施設管理者へ寄附することができるものとしします。
- ④ 使用期間の満了後、運営事業者が継続して行政財産目的外使用許可を受ける場合は、原状回復を行わないことができるものとしします。

3 参加申込資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法上の会社（法人）に該当する者であること。
- (3) 運営準備に必要な資金の調達能力及び使用料等の支払能力を有する者であること。
- (4) 公募の開始日から運営事業者の決定日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者ではないこと。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 営業に必要な許認可、免許等の条件を満たすことができる者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団等の構成員（以下、「暴力団員」という）でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例第2条（平成22年条例第30号）に規定する、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (10) 役員等名簿の提出並びに前記（7）及び（8）の確認のための福岡県警察本部への照会確認に同意する者であること。
- (11) 食品を販売する者は、福岡市内に営業所を有していること。
- (12) 市有財産への食品ロス削減自動販売機運営事業者募集要項（以下「本要項」という。）記載の使用条件及び法令等を遵守し、本事業を行う資力及び能力等を有する者であること。
（以下、施設管理者が交通局の場合のみ）
- (13) 福岡市地下鉄の駅構内、他の鉄道事業者の駅構内、公共施設（本市に限らず庁舎、区役所、市民センター、市民プール、市民会館、市民体育館など）のいずれかにおいて、自動販売機またはコインロッカーの設置及び運営に関する業務（自らが管理・運営するものに限る。）を2年以上行った実績を有する者であること。

4 管理運営上の遵守事項（許可上の条件）

- (1) 管理運営
 - ① 自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
 - ② 運営事業者は、自動販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行い、運営事業者は常に商品の賞味期限に注意し、賞味期限が切れる前に必ず食品を入れ替えること。
 - ③ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
 - ④ 搬入・搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
 - ⑤ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、運営事業者の責任において対応するとともに自動販売機本体前面の、利用者が分かりやすい場所に、運営会社の名称及び緊急時の連絡先を明記すること。
 - ⑥ 自動販売機からの配線は壁等に固定すること。
 - ⑦ 既設の自動販売機用コンセントを使用する場合は、コンセント用漏電ブレーカーを取り付けた上で、使用すること。また、自動販売機用コンセントを新設若しくは増設した場合又は分電盤

等の設備の改造等を実施した場合で、使用期間中に改造等を実施した部分の不具合が発生したときは、運営事業者にて対応すること。

- ⑧ 使用料等の費用を、定められた期限内に確実に納付すること。
- ⑨ 自動販売機、自動販売機の周辺及びコンセント差込口の清掃を、定期的に行うこと。
- ⑩ キャッシュレス対応の自動販売機であること。
- ⑪ 自動販売機は、単相 100V のコンセントで使用できるものにする。
(以下、施設管理者が交通局の場合のみ)
- ⑫ 自動販売機の外装素材は不燃材の使用を基本とし、福岡市消防局の承諾を得ること。
- ⑬ 交通局の電気設備の定期点検等のため、地下鉄の営業時間外において、年に数回、2 時間を超える停電が、また、月に数回、数分程度の停電があります。停電からの復旧後に自動販売機が問題なく稼働できるよう、自動販売機の停電対策及び停電復旧対策を講じること。なお、食品を販売する場合は、停電による品質劣化がないようにすること。

(2) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として許可取消の事由となります。

- ① 本事業以外の用途で使用すること。
- ② 使用物件に建物を建設又は工作物を設置すること。
- ③ 使用物件及び賃貸借権を第三者に転貸及び譲渡すること。
- ④ 使用物件に設置した食品ロス削減自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。
- ⑤ 販売商品と直接関係のない広告の掲示をすること。

(3) 設置作業期間

具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議の上、決定します。

(4) 実地調査等への協力義務

履行状況を確認するため、環境局及び施設管理者が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、運営事業者は協力しなければなりません。

(5) 販売する商品の確保

運営事業者は本事業の期間内において、食品ロス削減に寄与する商品を常に確保するよう努め、食品ロスの削減に取り組むこととします。

(ex. 賞味期限内でありながら廃棄されてしまう、規格外のため廃棄されてしまう商品等)

5 提案書の提出

(1) 提出について

期日までに、(2) 申込に必要な書類の提出をもって、参加申込とみなします。なお、提出書類は返却しません。

- ① 提出期間 令和 7 年 7 月 4 日 (火) から令和 7 年 8 月 12 日 (金)
土曜、日曜日及び祝日を除く受付時間午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時を除く)
※郵送の場合は上記期限までに必着となります。
- ② 提出場所 〒810-8620
福岡市中央区天神 1 丁目 8 番地の 1
福岡市環境局ごみ減量推進課 (福岡市庁舎 13 階)
メールアドレス: gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp
- ③ 提出方法 郵送または持参

(2) 申込に必要な書類

以下の書類を提出してください。

- ① 参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 参加意向表明書（食品販売者用）（様式2）
- ③ 提案書（様式3）※左上留め
- ④ 登記事項証明書
注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
- ⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書
注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書
注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。
- ⑦ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
注1）法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- ⑧ 役員等名簿（様式4）
- ⑨ 会社経歴書又は会社概要（任意様式）
- ⑩ 本事業に類する運営事業の実績（任意様式）※該当がない場合は不要
- ⑪ 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面（任意様式）※該当がない場合は不要
- ⑫ 設置を希望する自動販売機のカatalog（任意様式）

※福岡市競争入札参加有資格者は、①に登録番号を記入してください。「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者は、④～⑧の提出は不要です。

※公募参加者が作成した提出書類は、福岡市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、同条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。

※申込書類は、自動販売機の設置に係る事務のため、福岡市内部で情報を共有することをご了承ください。

(3) 提出部数

「③提案書」については、正本1部、副本4部とし、それ以外は各1部とする。

ただし、「③提案書」、「⑫設置を希望する自動販売機のカatalog」については、紙と電子データ（PDF形式）の1部ずつ提出してください。なお、電子データは「【食品ロス削減自動販売機公募】提案書及びカatalog・会社名」の件名で、5（1）②にあるメールアドレスに提出すること。

(4) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とします。

- ① 「3 参加者申込資格」に掲げる資格のない者が提出した書類
- ② 所定の提案書以外で提出した書類

- ③ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない書類
- ④ 虚偽の記載があった書類
- ⑤ その他本要項の内容と適合しないもの

6 運営事業者の決定方法

市有財産への食品ロス削減自動販売機の運営事業者については、市有財産への食品ロス削減自動販売機運営事業者募集選定委員会において選定を行います。公募要件を満たす参加者のうち、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施した者について、評価基準に基づき算定された総得点が最も高い1者を運営事業者として決定します。総得点の算定方法は、「評価基準」に示す通りです。

(1) プレゼンについて

参加申込後、次に掲げる通り、プレゼン等を実施します。

※日時や場所などの詳細は別途参加申込者に通知いたします。

- ① 日時
令和7年8月下旬以降（予定）
- ② 場所
福岡市庁舎 502 会議室（福岡市中央区天神1丁目8番1号）【予定】
- ③ 各公募参加者の持ち時間
約20分（説明10分、質疑応答10分）【予定】
- ④ 出席可能人数
一運営事業者につき、4名まで出席可能です。（自動販売機設置者及び食品販売者の2者は必ず参加してください。）なお、プレゼンは、本件許可後に主に運営を担当する方が行ってください。
- ⑤ 資料
プレゼン等は、事前に提出された「提案書」、「設置を希望する自動販売機のカタログ」をもとに実施していただきます。
※ 書類提出後に環境局からの求めに応じて提出していただく書類以外の書類を、プレゼン等の場で追加配付することはできません。
※ スクリーン、プロジェクター等は使用できません。

7 結果の通知

運営事業者に決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれEメールにて通知します。令和7年9月上旬までに通知予定です。

8 使用許可申請の手続等

運営予定事業者に決定したものは、施設管理者と協議の上、申請手続きを開始してください。なお、使用許可は申込書に記載された名義で行うこととし、申請部数は施設ごとに各1通とします。

【申請書類】

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（施設管理者所定の様式）
- ② 自動販売機設置体制説明書（任意の様式）
- ③ 設置予定自動販売機のカタログ（寸法、消費電力の分かるもの）

ただし、一部の施設においては、行政財産目的外使用許可ではなく、別の手続が必要となる場合があります。詳細は、施設管理者の指示に従ってください。

9 運営予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、全ての物件における運営予定事業者としての決定を取り消すものとし、次点のものを運営予定事業者とします。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- ② 運営予定事業者が申込資格要件を失った場合
- ③ その他運営予定事業者が本件の相手方として不相当と認められる場合

10 その他留意事項

- ① 提案書の提出期限から運営予定事業者としての決定までの間に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手續きの参加資格を失うものとし、また、候補者として特定されている場合は、次順位の者と手續きを行います。
- ② 使用許可の手續に関する一切の費用については、運営予定事業者の負担とします。
- ③ 運営事業者に選定された場合であっても、運営に必要な許可が得られなかったときは、自動販売機を設置することはできません。※橋本駅、天神南駅の場合は道路管理者及び消防局からの許可が必要です。
- ④ 募集要項に定めるものの外、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、福岡市交通局公有財産規程、その他関係法令等の定めるところによります。また、本公募要項に疑義が生じた場合は、環境局及び施設管理者の解釈によります。

11 資料及び様式

(1) 資料

- 資料 1 募集要項
- 資料 2 評価基準

(2) 様式

- 様式 1 参加申込書兼誓約書
- 様式 2 参加証明書（食品販売者用）
- 様式 3 提案書
- 様式 4 役員等名簿

12 募集要項に関するお問い合わせ及び応募受付先

今回の公募に関する問い合わせ先は次のとおりです。

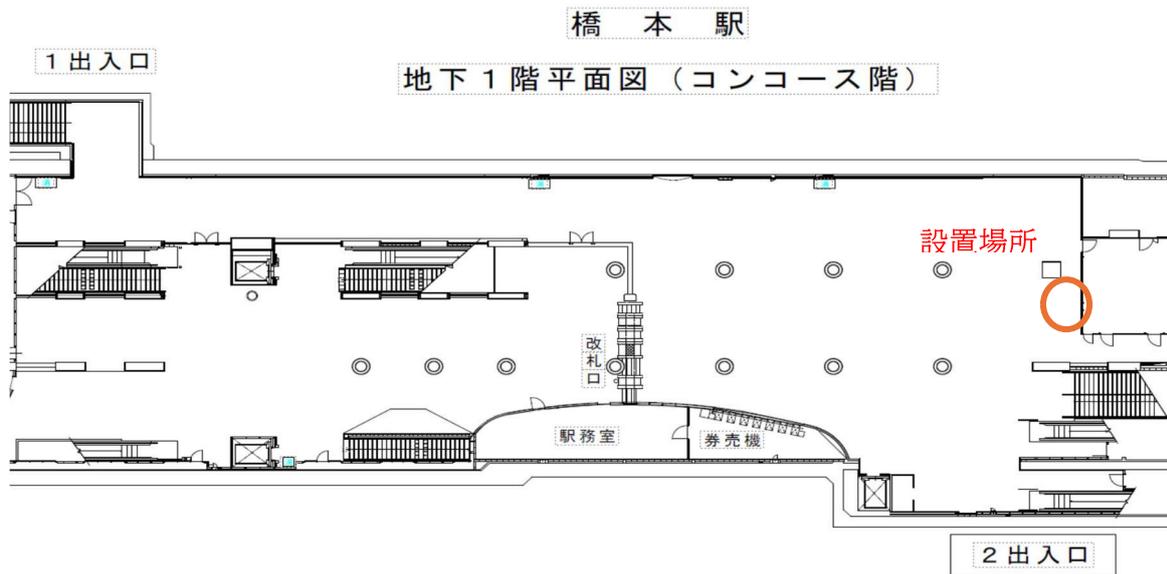
所在	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
担当部署	福岡市環境局ごみ減量推進課（福岡市庁舎13階）
電話番号	092-711-4039
Eメール	gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp
受付時間	土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除きます。）

13 公募のスケジュール

提案書の受付	令和7年7月4日（金）から令和7年8月12日（火）まで 【受付場所】市庁舎13階 環境局ごみ減量推進課
▼	
プレゼンの実施 運営事業者の決定	令和7年8月下旬以降
▼	
結果の通知	令和7年9月上旬（予定）
▼	
施設管理者と協議開始	令和7年9月中（予定）
▼	
設置開始	令和7年末まで（予定）
▼	
使用期間	設置の日から令和8年3月31日（火）まで

配置図面：【橋本駅】福岡市西区橋本2丁目

案内図



現地写真

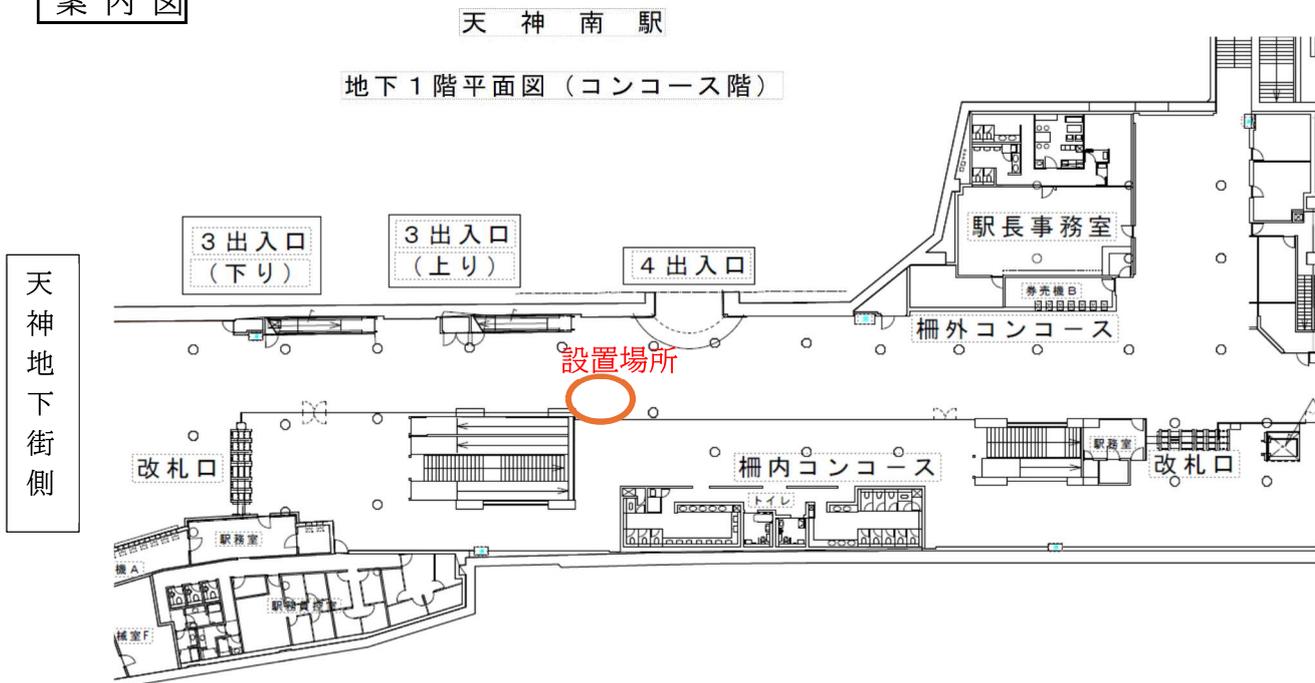


使用可能範囲

- ・サイズ：幅 1,200 mm、奥行き 1,300 mm、高さ 1,900 mm
- ・備考：既設コンセント使用、電源 20A まで

配置図面：【天神南駅】福岡市中央区渡辺通5丁目

案内図



現地写真

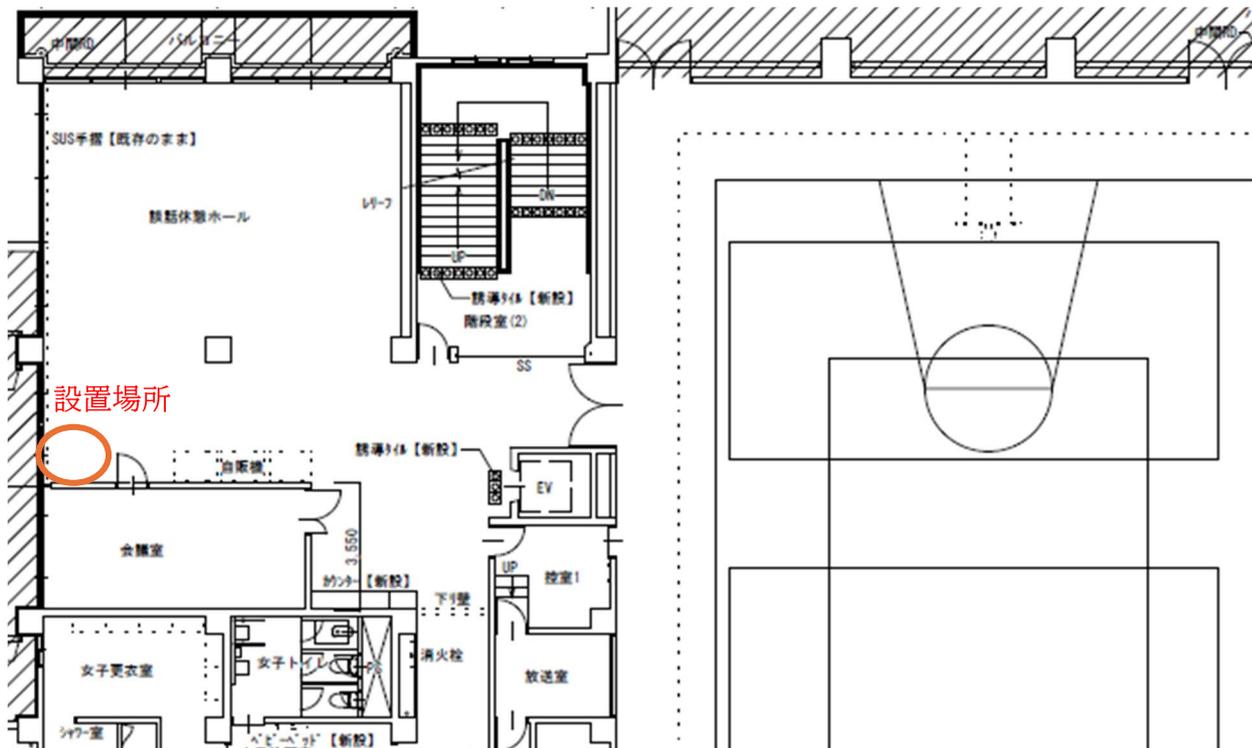


使用可能範囲

- ・サイズ：幅 900 mm、奥行き 900 mm、高さ 1,900 mm
- ・備考：電源工事必須

配置図面：【博多体育館】福岡市博多区山王1丁目9-5

案内図



現地写真



使用可能範囲

- ・サイズ：幅 1,700mm、奥行き 900mm、高さ 1,900mm
- ・備考：既設コンセント使用、電源 15A まで、アース線の付け替え作業必須
ドアをふさがないように設置してください。
2階にございます談話休憩ホールの一角を予定しております。

配置図面：【中央体育館 1階】福岡市中央区赤坂2丁目5-5

案内図



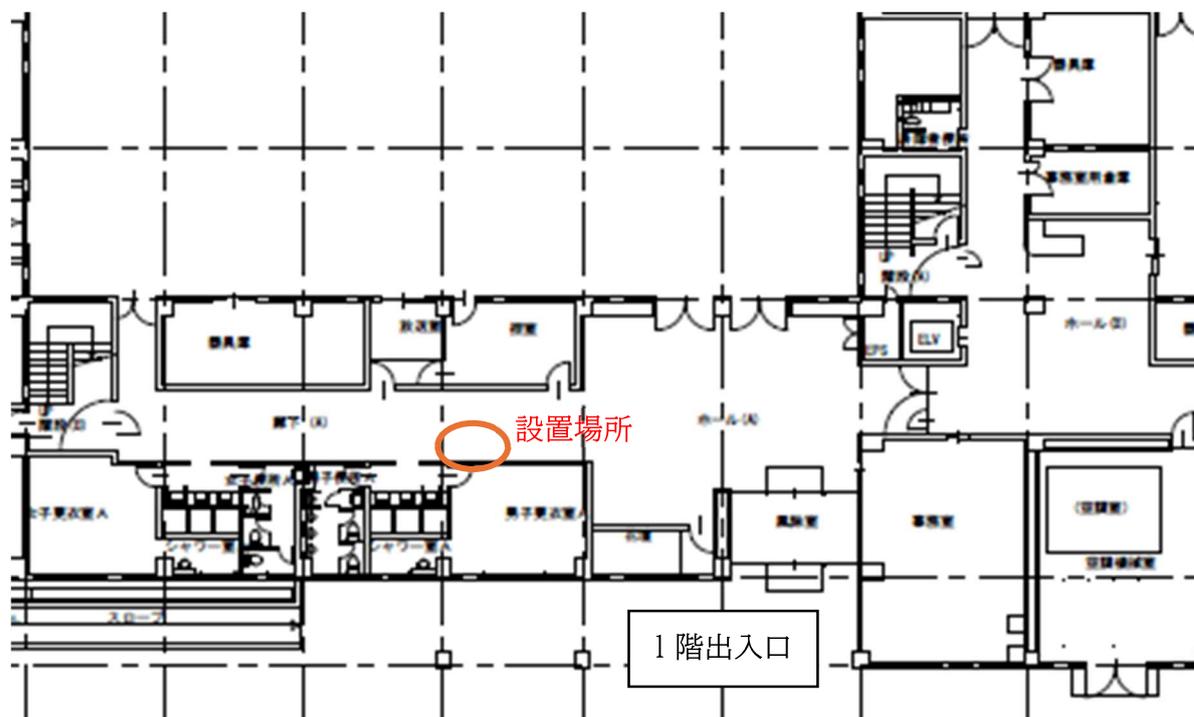
現地写真



使用可能範囲

- ・サイズ：幅 1200mm、奥行 700mm、高さ 1,900mm
- ・備考：既設コンセント使用、電源 15A まで

配置図面：【南体育館】福岡市南区塩原2丁目8-1 案内図



現地写真



使用可能範囲

- ・サイズ：幅 1,200mm、奥行：800mm、高さ 1900mm
- ・備考：電源工事必須
飲料自動販売機と給水器の間に設置してください。